

萩市住宅改修資金助成事業 補助対象工事の例

番号	工事の内容	対象	備考
1	住宅の改修	○	建物に固定されるもの。増築は対象外。
2	屋根、外壁、軒天の改修、塗装、コーキング	○	
3	雨樋の取替	○	
4	床、壁、天井材の取替、張替	○	
5	サッシの設置、取替	○	
6	ドア、ふすま、障子等、建具の取替	○	
7	建具のガラス、網戸の交換	○	
8	カウンター、棚の設置	○	
9	間取り等の変更に伴う壁等の改修	○	
10	床、建具等のバリアフリー化、手摺等の設置	○	
11	浴室、ユニットバス、トイレ、洗面の改修	○	
12	カーテンボックス、カーテンレールの設置	○	カーテンについては対象外。
13	給水衛生設備工事	○	
14	システムキッチンの設置	○	IH、クッキングヒーター、オーブン、食器洗浄機等の取替は、キッチン組込みのもの以外は対象外。
15	ガス給湯器、電気温水器、ボイラー等の設置	○	
16	温水洗浄便座、暖房便座の設置、取替	○	配管等の工事を伴うもの。
17	電気設備工事	○	配管等の工事を伴うもの。
18	住宅用火災警報器の設置	○	配管等の工事を伴うもの。
19	換気扇、換気清浄機(ロスナイ)の設置	○	
20	インターホンの設置	○	建物に固定されないものは対象外。
21	住宅用エレベーターの設置	○	
22	玄関庇の取替	○	住宅と一体でないものは対象外。
23	バルコニーの取替	○	既成品で自立したものは対象外。
24	住宅と同一棟の車庫、物置の改修	○	
25	併用住宅のうち、住宅部分の改修	○	居住以外の部分については対象外。
26	床暖房設備工事	○	
27	ソーラーシステムの設置	○	
28	太陽光発電装置の設置	○	
29	門、塀、造園他の外構工事	×	
30	防蟻工事	×	
31	生活家電製品等の設置(取付工事を伴わないもの)	×	
32	申請手数料、設計手数料、保証費等	×	
33	この表に掲示のない工事	△	個別審査により決定

※共通事項

- ・市の他の制度による補助等と重複したものは対象外
- ・母屋以外に係る改修は対象外
- ・上記工事に伴う排水管工事部分については対象外